

ID: 249

担当部署: 総務課

|                     |  |                |          |
|---------------------|--|----------------|----------|
| <b>処分の概要</b>        | 地縁による団体の解散後の財産の処分の認可   |                |          |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 地方自治法 第260条の31第2項  |                |          |
| <b>法令番号</b>         | 昭和22年法律第67号  |                |          |
| <b>【基準】</b>         | <p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p> |                |          |
| <b>標準処理期間</b>       | 30日  |                |          |
| <b>備考</b>           |  |                |          |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年4月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 令和5年4月1日 |